

## 区域指定の概要(平成17年11月15日時点)

### 御影工業高等学校跡地における土壤汚染と今後の対応について

#### 1. 概要

- (1) 御影工業高等学校跡地（東灘区御影中町3丁目998番1、998番3 跡地面積：25,857 m<sup>2</sup>）にて跡地を管理する教育委員会事務局が土壤汚染対策法（以下、「法」という）第3条に基づく土壤汚染状況調査を行ったところ、鉛の含有量について法の指定基準を超過した（最大 400mg/kg、指定基準値 150mg/kg の約 2.7 倍）。
- (2) 同調査報告を受け、鉛の含有量が指定基準を超過した区画（100 m<sup>2</sup>）を、法第5条に基づく指定区域として平成17年11月15日に指定した（神戸市域での指定は2例目になる）。
- (3) 教育委員会事務局に対し、土壤汚染対策が適切に実施されるよう指導していく。

#### 2. 土壤調査内容

- (1) 調査対象物質：  
特定施設（化学実習等で使用する流しなどの洗浄施設）において法施行後に使用履歴のあった特定有害物質である鉛について、調査を行った。
- (2) 調査箇所：  
工業試験実習室やその排水経路など、鉛による土壤汚染が存在するおそれがあると認められる区画（100m<sup>2</sup>単位で23区画）について土壤調査を行った。
- (3) 調査結果：  
鉛（含有量） 1区画が表層土壤で400mg/kg（指定基準値150mg/kgの2.7倍）  
その他の区画は全て指定基準値以下であった。  
鉛（溶出量） 全23区画とも0.005mg/L未満（指定基準値0.01mg/L）
- (4) 汚染面積：約44 m<sup>2</sup>（調査単位区画100m<sup>2</sup>のうち、校舎部分約56 m<sup>2</sup>の汚染がないことを確認している）
- (5) 汚染深度：G L - 1m

### **3. 指定区域の指定**

- (1) 当該跡地についての調査結果報告を受け、鉛の含有量が指定基準を超過した調査単位区画（100 m<sup>2</sup>）を、法第5条に基づく指定区域として本日、指定した。
- (2) 汚染面積は約 44 m<sup>2</sup>であるが、指定区域の指定は調査単位区画（100m<sup>2</sup>）ごとに指定される。

### **4. 周辺環境への影響について**

- (1) 当該跡地の利用状態及び含有濃度を勘案すると健康影響はないと考えられる。
- (2) また、鉛の溶出量は指定基準に適合していることから、地下水への影響はなく、地下水飲用による健康影響はないと考えられる。
- (3) 以上のことから、当該跡地の土壤汚染による健康影響はないものと判断される。

### **5. 今後の対応**

- (1) 教育委員会事務局は、土壤汚染対策法に基づき適正に処理する。
- (2) 周辺環境への影響が生じないように対策工事の監視などを行い、環境保全のための監視・指導を行っていく。
- (3) 指定区域における土壤汚染の除去が確認されれば、指定区域の指定を解除する。

## 資料1：これまでの経緯

- (1) 昭和38年3月 神戸大学御影分校として使用していた土地を、国より購入。
- (2) 昭和38年4月 神戸市立御影工業高等学校として使用開始。
- (3) 平成16年3月31日 工業高校の統合に伴い、御影工業高等学校は中央区脇浜町に移転。移転後の跡地は未利用で、教育委員会事務局が管理している。
- (4) 平成17年11月10日 教育委員会事務局から本課に、土壤調査結果報告書を提出。
- (5) 平成17年11月15日 法第5条に基づく指定区域の指定。

## 資料2：用語解説

### 土壤汚染対策法

土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まることを受け、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。平成15年2月15日施行。

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時に、汚染の可能性の高い土地について土壤調査及び調査結果の報告を義務づけ、土壤汚染が判明し場合には必要な措置を講じること等を定めている。

### 指定区域

法に基づく調査結果が指定基準を超過している場合、市長は指定基準を超過した区域を指定区域として公示することが定められている。

指定区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。

土壤汚染の除去が確認されれば、指定区域の指定を解除される。

### 含有量基準

汚染土壤を直接摂取することによる健康影響を防止する観点から土壤汚染対策法で定められている基準。カドミウム、鉛、水銀などの重金属等9物質について設定されている。含有量基準は、長期的な影響をもとに設定されたものであり、したがって基準を少し超えた汚染土壤を摂食することにより、直ちに中毒（腹痛、頭痛、吐気、嘔吐等）を生じるということはない。また急性中毒は、鉛の短時間大量曝露によって起きるが、非常に少ない。

### 溶出量基準

地下水等の摂取に係る健康影響を防止する観点から土壤汚染対策法で定められている基準。揮発性有機化合物、重金属等、農薬等25物質について設定されている。

### 鉛

蒼白色のやわらかい金属。鋳びにくく加工がしやすいことから、蓄電池、はんだ、顔料、塗料など、様々な用途で使用されている。長期間の暴露により、食欲不振、頭痛、貧血、関節痛などの中毒症状を呈する。土壤中の鉛の正常な濃度の範囲は15～30mg/kgを示し、一般的に、植物に対する毒性は1,000mg/kg以下の土壤濃度では見られないといわれている。

資料3

位置図

